



著作権の効力と活用

[75 頁]

QUESTION

わが国とは異なり、外国の立法例の中には、著作権の内容を著作物の利用一般に係る権利というように包括的なものにしておいて、その一部を例示する形で、支分権を規定する例もある。このようなタイプの立法と、わが国の限定的なカタログ方式を比較した場合、それぞれのメリット・デメリットはどのようなものとなるであろうか。

解説

包括方式は、技術の進展等による新たな利用方法の登場にも柔軟に対応できる点にメリットがある一方、いかなる利用方法に著作権者の権利が及ぶのかがやや明確でないという点にデメリットがある。カタログ方式は、上記の意味での柔軟性を欠くが、権利の効力が及ぶ利用方法が明確であるという点にメリットがある。わが国はカタログ方式を採用し、新たな利用方法の登場には迅速な立法を行うという方法で対応している。

[79 頁]

QUESTION

設計図は図形の著作物たりうる（10条1項6号）。設計図に従って建造する行為は、設計図の複製とは評価できないのであろうか。設計図における創作的表現とは何かを思い起こしながら、考えてみよう。

解説

図形の著作物である設計図の創作的表現は、まさに図形的要素に現れる。建造はそうした図形的要素の有形的再製ではなく、設計図の中にすでに観念的に表現されている建築の著作物の複製である。

[85 頁]

QUESTION

同一構内でデータベースの著作物が共同利用される場合や、同一構内でホスト・コンピュータ上のプログラムの著作物を利用する端末が少数であるような場合の対応として、権利者は、著作権以外のいかなる法的手段をとりうるだろうか。

解説

契約によって対応することが可能であろう。

ところで、同一事業所内端末が少数でも、職業的関係であるから特定性を欠くといえるかもしれない。そうすると、それら端末の利用者は不特定少数であり、公衆に当たり（最判平 23・1・18 民集 65 卷 1 号 121 頁 [まねき TV]）、著作権者は公衆送信権を主張できるかもしれない。

[92 頁]

QUESTION

上に説明したように、譲渡権は国外で適法に譲渡された場合にも消尽することがきちんと定められている。では、頒布権についてはどのように解すべきであろうか（最高裁が消尽原則の適用を肯定したのは、国内で頒布されたゲームソフトについてであり、最初の頒布が国外で行われた場合については、実務上、結論が出ていない）。この点、劇場用映画の公開時期等は著作権者により国ごとに計画的に行われるものであって、国外で頒布されたものを第三者が輸入して国内で頒布することは、これを乱すことになるから、当該頒布がわが国の頒布権を侵害しないとすることはできないと述べた裁判例があるが（東京地判平 6・7・1 知的裁集 26 卷 2 号 510 頁 [101 匹ワンちゃん]）、貴方は、この解釈に賛成しますか？

解説

島並良「判批」著作権判例百選〔第 3 版〕（2001）135 頁は、劇場用映画フィルムの場合、その作成・管理に少なからぬコストを要するため当該フィルムの流通コントロールが正当化され

るが、ビデオカセットについてはそのようなコストがかからないので、劇場用映画フィルム以外の複製物については、頒布権が国内・国際を問わず消尽すると解すべきであるとしている。DVDについても同様のことがいえよう。そもそも外国映画のDVDがそのまま外国から流入してきても、通常、日本語への吹き替え・字幕などないだろうから、需要者はきわめて限定されよう（映画の公開時期等のコントロールを理由に頒布権の行使を認めなければならないほどの影響はないだろう）。

[93 頁]

QUESTION

条文上、貸与権は、複製物による貸与のみを対象とし、原作品による貸与を対象としていない。どうしてだろうか。解釈によって、原作品による貸与も同権利の対象とすべきだろうか。美術館が所蔵絵画を相互貸借している実態などを視野に入れつつ、考えてみよう。

解説

原作品の貸与について立法担当者は、「著作者が…契約により利益を確保することが可能であること、また、権利を及ぼしたとしても所有権との大幅な調整を行い、権利の実体がないこととならざるを得ない」と説明している（加戸守行『著作権法逐条講義〔6訂新版〕（著作権情報センター，2013）211頁）。美術館による所蔵絵画の相互貸借なども頻繁に行われていることからすると、確かにいちいち著作者（貸与権者）から貸与の許諾を得なければならないというのは不適當であろう。その場合でも、「公衆への貸与」の解釈により合理的な結論を導きうるとする見解もあるが（作花文雄『詳解著作権法〔第4版〕』ぎょうせい，2010）285頁，田村善之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣，2001）169～170頁注1），公衆性をいかように解釈しようとも、館外貸出しを繰り返し許可し、結果として多数の美術館に貸与していれば、貸与による公衆への提供が行われたといわざるをえないであろう。あえて作品の貸与を禁じたいのであれば、上記の指摘にあるように、著作者が原作品を譲渡するさいにその旨の意思表示をして、契約にこぎつけておくべきである。結論として、本条の「複製物」にあえて原作品が含まれると解する必要はない。

QUESTION

上に記したように、原則として貸与権は消尽しないというべきであるが、複製物の貸与が問題となりうるのは、貸レコードや貸本の場合だけではない。たとえば、レンタルカーや貸テレビ等の工業製品には、プログラムが組み込まれている。それらを貸与すると、プログラムの著作物の複製物も同時に貸与することにならないだろうか。このような貸与にも、著作権者が貸与権を行使することを認めてよいだろうか。

解説

個々のプログラムの経済的価値が製品全体に比して相対的に低い場合でも、貸与権の効力が及ぶとしてしまうと、それら工業製品の貸与業を営むことが不可能になってしまい、その円滑な流通が過度に阻害されてしまう。そもそも、それら工業製品が貸与されたからといって、私的複製を誘発する危険性もさして高くない。

そこで、取引上、プログラムが明示されていない場合には、当該著作物は公衆に「提供」されていないと解して、貸与権の行使を否定すべきとする見解がある（田村善之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣，2001）170頁注2）。26条の3の法文を踏まえつつ、著作権の保護と社会公共の利益を調和させようとする巧みな解釈であるといえるだろう（事実としてはプログラムの複製物を提供した形になっても法的にはそのように評価しないわけであるから、これは規範的な解釈を施したものの一例といえよう）。

もっとも、さして重要でないプログラムであっても取引上明示される場合も考えられるので、当該製品の効用発揮について本質的な役割を果たしているか否かといった、より実質に踏み込んだ基準を用いるほうが一層妥当であろう¹（加戸守行『著作権法逐条講義〔6訂新版〕』（著作権情報センター，2013）206頁，中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣，2014）278頁参照）。

別の構成の仕方として、一般的には消尽しないと解されている貸与権の消尽を、工業製品の貸与のような場合にはあえて肯定するという構成の仕方も成り立つかもしれない。そもそも消尽の根拠は、複製物の円滑な流通の確保と、権利者に過剰に利得機会を与えないという点にあるが、製品に組み込まれた著作物の経済的価値が製品全体に比して相対的に低い場合には、最初の譲渡の際に権利者の十分な利得機会があったと評価できるようにも思われるからである。同じことは特許権についてもいえようが、すでに最判平9・7・1民集51巻6号2299頁〔BBSアルミホイール〕は、工業製品の貸渡実施についても同権利が消尽するとしており、示唆的であるといえよう。

¹ TRIPs 協定 11 条も、プログラム自体が「貸与の本質の対象でない場合」について貸与権の保護を与える義務を加盟国は負わないとしている。

QUESTION

以上に説明したように、理論上は、二次的著作物の作成の場合に限り 27 条所定の著作権が働くことになるが、實際上、複製権も変形権も同一の著作者の下に帰属している場合に、裁判所は、単なる複製について変形権の侵害を主張する著作者の請求を、問答無用で棄却すべきであろうか。

解説

裁判官は、民事訴訟法 149 条が定める釈明権を行使して、訴えの変更を促すべきであろう。とくに、そうすれば勝訴可能であるときは、裁判官に釈明義務があるとさえ考えられる。あるいは、この場合の訴訟物は複製権に基づく請求を含むと解することも可能であろう。よって複製権侵害の判決を下したとしても、弁論主義に反しないと考えられる。

QUESTION

利用許諾と同時に（著作権者は）他者に許諾しないという特約を付することができる。このような独占的な利用許諾がされた場合、無権原の第三者が行う利用は、当該許諾によって得られたはずの独占的利用の利益を毀損する行為にほかならない。許諾を受けた者は、そのことを理由として、当該第三者に対し、損害賠償を請求することができるだろうか。また、当該第三者の行為は、著作権を侵害する行為であることに変わりはない。許諾を受けた者は、民法 423 条所定の債権者代位権に基づいて、著作権に基づく差止請求を行えないだろうか。

解説

同様の論点が、特許権について設定された独占的通常実施権に関して存在している。以下、参考まで。
独占的通常実施権者は損害賠償請求をなしうとする説が多数説であり、裁判例の趨勢でもある。この説の論者の一人である渋谷教授は、実施権者は独占的実施の利益を少なくとも特許権者に対して法的手段の発動により保持しうること、当該実施権が許諾される場合、単なる実施の許諾よりも対価としては高額の実施料が支払われるのが一般的であることから、当該実施権は不法行為法上保護される法益に当たると述べる（渋谷達紀『知的財産法講義 I 〔第 2 版〕』（有斐閣、2006）377～378 頁、同『特許法』（発明推進協会、2013）651 頁）。

独占的通常実施権者が民法 423 条に基づいて差止請求を行えるか否かについては、裁判例は分かれている。東京地判昭 40・8・31 判タ 185 号 209 頁 [カム装置] は肯定説をとるが（旧法上の事例，傍論），大阪地判昭 59・4・26 無体例集 16 卷 1 号 271 頁 [架構材の取付金具] や大阪地判昭 59・12・20 無体例集 16 卷 3 号 803 頁 [ヘアブラシ] は否定説をとる。とくに上記昭和 49 年大阪地判は，①債権者代位が元来債務者の一般財産保全のためのものであり，債務者の無資力を一般的な要件とすること，②判例は例外的な場合に限り特定債権保全のために同制度の活用を認めるが，第三者の侵害行為により独占的通常実施権者の実施自体は妨げられないので，権利救済の現実的救済の必要性が乏しく，上記の例外的な場合に準じるともいえないこと，③独占的通常実施権者が権利者に対して有する請求権には，侵害行為の排除等を求める請求権が含まれないと解されることを理由として挙げる。

しかし，過去の判例が債権者代位制度の転用を認めた事例をみると，今日においても転用範囲を上記のように狭く解釈する合理的な理由は，もはや存しないように思われる。仮に，独占的通常実施権者が，同制度によって保全すべき権利（特許権者に対し侵害排除を求める権利）を有していないというのであれば，そもそも転用は不可能であるが，当該実施契約を締結する際に，特許権者が侵害排除の義務を負う旨も約したのであれば，転用への道が開けよう。学説上も，そのような条件下で転用を認める見解が比較的多数である。

[105 頁]

QUESTION

甲と乙が同じく出版権の設定を受けた場合に，甲が先に設定を受けた事実を乙が知っていれば，それだけでもう，乙を保護する必要はないといえないだろうか。背信的でない単純悪意者である乙に対し，甲は自らの出版権を登録なくして対抗できると解してはいけないのだろうか。

解説

先行設定について悪意ではあるが，背信的とまではいえない者が先に登録を了した場合，先行設定を受けた者は確定的に出版権を喪失するという解釈は，民法 177 条に関する通説・判例の考え方をそのまま踏襲したものである。しかし，同 177 条の当該解釈は，物権変動について登記を奨励するという往時の法政策に基づくものであって，今日では民法学においても有力な論者によって疑問視されている。土地登記に比べて不活発このうえない著作権や出版権の登録についてそのような法政策を採用すべきかは，さらに疑問の余地がある。先行設定について悪意の者であれば，登録なくして対抗可能であると解しても取引の安全は害されないので，88 条 1 項にい

う「第三者」から単純悪意者を除外してもよいのではないか（拙稿「判批」速報判例解説7号（法学セミナー増刊）263頁参照）。

[106頁]

QUESTION

著作権の時間的一部譲渡は、買戻し特約付の譲渡契約又は解除条件付の譲渡契約と、どう違うのだろうか。

解説

買戻し特約付又は解除条件付の譲渡契約によっても同様の効果を得ることができるが、期間を限定しての譲渡は、理論上は、存続期間の一部を取り出して他人に譲渡するものと構成されるから、あくまでも著作権の「一部」譲渡であって、全部譲渡を前提とする買戻し特約ないし解除条件付の譲渡契約の場合と同じではない。後者の場合、いったん譲渡した著作権全部が、買戻し特約の効力又は解除条件の成就によって譲渡人に戻ってくる。他方、期間の限定を付した譲渡の場合は、そもそも当該期間経過後の著作権を譲渡人は自らに留保したのであるから、その経過後は当然に当該著作権の帰属を主張しうることになるのである。